令 和 6 年 度

定期監査(事務監査)結果報告書
(前　期)

令和７年１月 17 日提出

登 米 市 監 査 委 員

令和６年度定期監査（事務監査）前期の結果について、登米市監査基準第 20 条第１項に基づき、次のとおり報告する。

１　監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第４項の規定に基づく監査）

２　監査の対象

（１）予算の執行事務（収入、支出）
（２）契約事務（工事、業務委託等）
（３）財産管理事務（公有財産、物品）
（４）その他（補助金交付等）

３　監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに各種事務の執行が法令に適合し、正確かつ最少の経費で最大の効果を挙げているかを検証するとともに、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き実施した。

４　監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、事務事業の状況について関係職員から説明を聴取し現状の把握をした。

また、登米市監査基準第19条に基づき、対象部署から監査委員の講評に対する弁明又は見解の聴取を行った。

なお、登米中学校、中田中学校、よねやま保育園、中田生涯学習センターについては、事務局職員による現地調査を実施したほか、その他の保育所(園)、児童館、子育て支援センター、小学校、中学校、幼稚園、学校給食センター、図書館、石ノ森章太郎ふるさと記念館、視聴覚センター、登米懐古館については、事務局職員による書面調査を実施した。

５　監査の日程

前期日程については、令和６年 10 月 28 日から同年 11 月 18 日まで、下記の部署を対象に実施した。

実施月日	対　　象　　部　　署	
10 月 28 日	市民生活部	環境課
		国保年金課
10 月 29 日	市民生活部	市民生活課
		健康推進課
10 月 30 日	福祉事務所	子育て支援課
		長寿介護課
10 月 31 日	福祉事務所	生活福祉課
11 月 5 日	消防本部	消防総務課、予防課、警防課、指令課
	環境事業所	廃棄物対策課、衛生センター、クリーンセンター
11 月 7 日	産業経済部	農政課
		地域ビジネス支援課
11 月 8 日	産業経済部	農林振興課
		観光物産戦略課
11 月 11 日	産業経済部	産業総務課
	農業委員会	農業委員会事務局
	建設部	建築営繕課
11 月 13 日	建設部	住宅都市整備課
		道路課
11 月 14 日	建設部	建設総務課
	教育委員会	宝江小学校
		米谷小学校
11 月 15 日	教育委員会	学校教育課、学校再編推進室、活き生き学校支援室、学校給食センター、教育支援センター
11 月 18 日	教育委員会	生涯学習課
		文化財文化振興課
		教育総務課

６　監査の執行者

監査委員　中津川　源　正
監査委員　千　葉　良　悦
監査委員　岩　淵　正　宏

7　監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。

各部署に共通する項目は総括事項に、部署ごとに改善を必要とする事項については、指摘事項に記述するとおりである。

また、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、指導事項として関係職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

なお、監査結果の指摘事項に対して措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その措置内容を監査委員に通知されたい。

【総括事項】

総括事項は、事務事業を遂行するために各部署での共通認識と検証が必要な事項である。それぞれの事務事業について、何に基づいて行っているのかを常に意識し、根拠法令等をしっかりと理解の上、事務処理にあたられたい。

（１）　予算執行について

事業の実施及び予算の執行については、おおむね計画どおりに執行されているが、調定や支出負担行為の起票遅れが見受けられた。また、業務契約において発生した不用額を、別の業務契約に充てているものがあった。令和６年４月４日付けでまちづくり推進部長より発出された「令和６年度予算の執行について」では、「執行目的の達せられた予算残額は、不用額として減額補正を行うこととし、他事業への流用は認められないこと。」とされており、本通知などを再確認し、適正な予算執行に努められたい。

なお、今後の予算執行においては、多額の不用額の発生や年度末での駆け込み執行には十分留意されたい。

（２）　債権管理について

債権を管理する部署においては、電話連絡や訪問などの積極的な納付勧奨を行い、未収金の解消につなげるなど、日ごろの徴収努力の結果が見られる一方で、長期間に渡り未収金が解消されていない案件も見受けられる。

債権の回収にあたっては、督促・催告・訪問などを通じ、債務者一人ひとりの生活実態等を把握し、債権管理台帳に基づきしっかりと管理されたい。なお、回収が困難と思われる案件は、適切な時期に連帯保証人に対する請求や徴収困難事案として関係課に相談するほか、場合によっては法的手続き等について検討されるなど、今後も債権管理条例及び債権管理マニュアルに基づく計画的な取組を行われたい。

（３）　適正な事務処理について

これまでに改善を促した事務処理については、ほとんどの部署で適正に処理されていたが、一部の部署においては、次の事例が見受けられた。若手職員が多く在籍する部署もあることから、起案者のみならず、決裁者をはじめ部署全体で確認し合い、法令等に沿った適正な事務処理をされるよう努められたい。

ア　公印管理について、公印の取扱者印の押印がない起案書が見受けられた。また、監督職員通知書において、公印が押印されているものと押印が省略されているものが混在していた。公印に関する取扱いについては、マニュアルを再度確認し、不祥事の発生防止を念頭に置きながら、より一層適正な管理に努められたい。

イ　文書への収受日付印や決裁日付印の押印漏れ、文書の発送時における施行日の未記入など、簡易なチェックで防げる誤りが散見された。文書取扱規程及び文書取扱担当者会議で示された文書の適正な取扱いを徹底されたい。

【指摘事項】

監査において、次のとおり改善を要する事例が認められたので、関係法令に基づいた適正な事務処理をされたい。

（１）市民生活部

■健康推進課

感染症予防事業費等国庫負担金の返還金について、令和５年度での予算計上を失念し、令和６年度の予備費を充用して支出していた。必要な予算措置については、課全体で情報を共有し、同じ誤りを繰り返すことがないよう徹底され、適切な予算執行に取り組まれたい。

（２）福祉事務所

■生活福祉課

災害援護資金貸付金については、債権回収に当たって努力の姿勢はみられるものの、償還開始から６年が経過し、滞納者 111 人、滞納額は 1 億 178 万 5,642 円と深刻な状況となっている。災害援護資金貸付金に係る債権管理事務マニュアルに基づく回収を促進するため、係内のみならず課全体での連携した取組を進められたい。

（３）産業経済部

■地域ビジネス支援課

土地を貸し付けている法人について、貸付料減免申請により貸付料の一部を減免しているが、支払いがたびたび滞り、遅延利息が繰り返し発生している。さらに今年度については、職員が訪問し納付の約束をしたにもかかわらず、履行されていない状況である。

土地賃借契約書第 16 条では「甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする」とされているが、本事案は信頼や期待を裏切る深刻な状況と考えられることから、所管課においては、改めて当該法人と書面をもって協議を行うなどの対応を検討し、その対策を講じられたい。

８　前回指摘事項の処理状況について

監査の指摘事項に対する措置の状況は、おおむね適正に処理されていた。